



交通違反!!

自転車を運転する皆さん!!
道路標識を知って、
交通ルールを守りましょう!!

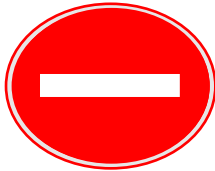


1. 車両通行止め



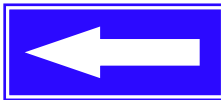
歩行者専用道路等に設置されていて、歩行者を除く全ての車両が通行できません。もちろん、自転車も含まれます。

2. 車両進入禁止



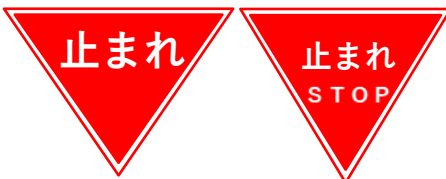
車両の進入を禁止するもので、一方通行の出入り口や、自動車専用道路の入口等に設置されています。

3. 一方通行



車両の進行方向が一つの方向に限定されており、指定された方向と逆向きに走行すると「逆走」となります。

4. 一時停止



交差点等の手前で車両を完全に停止させ、安全を確認するためのものです。

5. 横断歩道



この先に横断歩道があることを知らせるもので、通学路や学校の周辺では、子供の絵柄のものがよく設置されています。

6. 横断歩道・自転車横断帯



横断歩道と自転車横断帯が隣り合って設置されています。
自転車の運転手は自転車横断帯がある場合、そこを通行しなければなりません。

7. 自動車専用



高速道路や自動車専用道路の入り口に設置され、自動車以外の通行を禁止しています。歩行者や自転車、125cc以下の普通自動二輪車等が通行できない対象となります。

8. 自転車専用



自転車のみが通行可能で、歩行者や自動車、普通自動二輪車等は通行できません。

9. 普通自転車等及び歩行者等専用



普通自転車及び歩行者のみが通行可能で、自動車、普通自動二輪車等は通行できません。なお、普通自転車が通行する際は、歩行者優先で徐行義務があります。

10. 歩行者等専用



歩行者のみが通行可能で、自動車や普通自動二輪車、自転車は通行できません。



まだまだ、たくさんの標識があります！
道路にある標識で気になる物があったら、是非、
ご自分で調べてみてください💡